# 吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割 会社: 会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項) (吸収分割承継会社: 会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

2025年6月9日

株式会社エターナルホスピタリティグループ 株式会社エターナルホスピタリティジャパン 各位

大阪府大阪市浪速区立葉一丁目2番12号 株式会社エターナルホスピタリティグループ 代表取締役 大倉 忠司

大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号株式会社エターナルホスピタリティジャパン 代表取締役 青木 繁則

### 吸収分割に係る事前開示書面

株式会社エターナルホスピタリティグループ(以下「EHG」といいます。)と、株式会社エターナルホスピタリティジャパン(以下「EH-JP」といいます。)は、2025年8月1日を効力発生の予定日として、EHGを吸収分割会社、EH-JPを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)に係る吸収分割契約を2025年5月30日付で締結しました。

本件吸収分割について、会社法第 782 条第1項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社 法第 794 条第1項及び会社法施行規則第 192 条の定めにより、下記の書類を備え置くこと といたします。

記

- 1. 吸収分割契約書 吸収分割契約書は別紙1のとおりです。
- 2. 分割対価の相当性に関する説明 本件吸収分割に際して、EH-JP は新たに普通株式 900 株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である EHG に割当て交付いたします。EH-JP は EHG の 100%子会社であ

り、本件吸収分割に際して EH-JP が新たに発行する株式の全部を EHG に交付するため、両社で協議の上、割当交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

また、本吸収分割による EH-JP の資本金の増加額は、本件吸収分割後における EH-JP の事業内容及び EHG から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

- 3. 吸収分割に係る剰余金の配当等に関する事項該当事項はありません。
- 4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項該当事項はありません。
- 5. EHG に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等

EHG は、有価証券報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)又は EHG の下記の Web サイトよりご覧いただけます。

https://eternal-hospitality.co.jp/ir/yuho/

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは、当該 臨時計算書類等の内容 該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会 社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。
- 6. EH-IP についての次に掲げる事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等 別紙2に記載のとおりです。 EH-JP には最終事業年度がないため、 EH-JP の成立の日における貸借対照表の内容を記載しています。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは、当該 臨時計算書類等の内容 該当事項はありません。 EH-JP には最終事業年度がないため、「最終事業年度の 末日」は「EH-JP の成立の日」と読み替えています(6.(3)において同じ)。
  - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 EH-JP は、株式会社鳥貴族との間で、2025 年8月1日を効力発生の予定日として、株式会社鳥貴族を吸収分割会社、EH-JP を吸収分割承継会社とする吸収分割に係る吸収分割契約を、2025 年5月 30 日付で締結しました。

7. 吸収分割の効力発生日以後における EHG の債務及び EH-JP の債務の履行の見込みに関する事項

EHG 及び EH-JP は、本件吸収分割により EHG が EH-JP に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本件吸収分割後に予想される EHG 及び EH-JP の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本件吸収分割後の EHG 及び EH-JP の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件吸収分割により EHG から EH-JP に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法により承継いたしますので、当該債務に関する債権者が本件吸収分割によって不利益を被ることはありません。

以上

(別紙1)

吸収分割契約書 (次頁以降に添付)

## 吸収分割契約書

株式会社エターナルホスピタリティグループ (以下「甲」という。) と株式会社エターナルホスピタリティジャパン (以下「乙」という。) は、甲の事業のうち、日本国内における飲食に係る事業 (以下「本件事業」という。) に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割(以下「本分割」という。)により、本件事業に関して有する本権利義務(第3条第1項において定義する。以下同じ。)を、効力発生日(第6条において定義する。以下同じ。)に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条 (商号及び住所)

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商 号:株式会社エターナルホスピタリティグループ

住 所:大阪府大阪市浪速区立葉一丁目2番12号

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商 号:株式会社エターナルホスピタリティジャパン 住 所:大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号

### 第3条(承継する権利義務)

- 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本権利義務」という。)は、別紙のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
- 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
- 3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重量的債務引受の方法による。

### 第4条 (分割対価の交付)

乙は、本分割に際して、乙の普通株式 900 株を新たに発行し、本権利義務の対価として その全てを甲に対して交付する。

### 第5条(乙の資本金及び準備金)

乙は、本分割により資本金を金9,000,000円増加して金10,000,000円とする。本分割に より乙の準備金の額は増加しない。

### 第6条(効力発生日)

本分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2025年8月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第 🛛 条 (分割承認決議等)

- 甲は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行うものとする。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得るものとする。

### 第8条(競業避止義務)

甲は、本分割後においても、本件事業及びこれに類似する事業について、一切競業避止 義務は負わない。

### 第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本件事業に係る財産若しくは権利義務又は本件事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

### 第10条(費用・公租公課)

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾 その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び 乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

### 第11条 (本契約の変更、解除及び終了)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若 しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又 は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した 場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することが できる。

### 第 12 条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び 乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。 ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書 ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファ イルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

### 2025年5月30日

(甲)

住 所 大阪府大阪市浪速区立葉一丁目2番12号 会社名 株式会社エターナルホスピタリティグループ

代表者 代表取締役社長 大倉 忠司

(乙)

住 所 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号

会社名 株式会社エターナルホスピタリティジャパン

代表者 代表取締役社長 青木 繁則

### 別紙 承継権利義務明細書

甲は、2024年7月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力 発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務(法 令上承継可能なものに限る。)を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産

(1) 流動資産 本件事業に属する前払い費用

(2) 有形固定資産本件事業に属する工具器具備品

#### (3) 無形固定資產

本件事業に属する無形固定資産の一切。ただし、商標権等の知的財産権は承継されないものとし、本件事業に必要であると認める知的財産権については、甲が乙 にその使用権又は実施権を付与するものとする。

### (4) 投資その他の資産

- ・甲が保有する株式会社鳥貴族の株式の全て
- ・甲が保有する株式会社社 TORIKI BURGER の株式の全て
- ・甲が保有するダイキチシステム株式会社の株式の全て

### 2. 承継する負債

(1) 流動負債

1年内返済長期借入金の一部、本件事業に属する未払金、未払費用、前受収益、 賞与引当金

(2) 固定負債

長期借入金の一部

### 3. 承継する雇用契約等

本分割の効力発生の直前において、本件事業に主として従事しているもの(効力発生 日以降に本件事業に主として従事することが予定されている採用内定者を含む)と甲 が締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

### 4. その他の権利義務等

#### (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、金銭消費貸借契約、リース契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、別途甲乙が除外することを合意する契約上の権利義務、契約上の地位の移転が契約上禁止され、効力発生日までに地位の移転につき承諾が得られなかったもの、鳥貴族俊徳店の賃貸借契約並びに乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を除く。

### (2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能な もの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

# 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

### 貸借対照表 2025年5月15日現在

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1	流動負債	_
現金及び預金	1	固定負債	_
固定資産			
		負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	1
		資本金	1
		資本剰余金	_
		利益剰余金	_
		純資産合計	1
資産合計	1	負債·純資産合計	1